3　伝送交換設備及び設備管理

(1)　問題数

区分	問題数
一　伝送交換設備の概要	
伝送交換設備	
二　伝送設備の維持及び運用	
伝送交換設備の設備管理	
交換設備の維持及び運用	
無線設備の維持及び運用	
データ通信設備の維持及び運用	
通信電力設備の維持及び運用	
セキュリティ管理	
一　セキュリティ管理の概要	
セキュリティ対策	

(2)　試験時間は、百分とする。

4　法規

(1)　問題数

区分	問題数
三　電気通信事業法及びこれに基づく命令	
他の電気通信法規	

(2)　試験時間は、八十分とする。

別記第二　線路主任技術者養成課程の終了の際に行う試験

1　電気通信システム

(1)　問題数

区分	問題数
一　電気通信工学の基礎	
電気工学の基礎	
通信工学の基礎	
電気通信システムの大要	
一　電気通信システムの基礎理論	
電気通信システムの構成	

(2)　試験時間は、八十分とする。

2　専門的能力

(1)　問題数（通信線路、通信土木又は水底線路から選択するものとする。）

区分	問題数
二　通信線路設備	
通信線路	
設計方法	
一	

区分	問題数
二　通信土木設備	
通信土木	
設計方法	
一	
水底線路設備	
二　水底線路	
設計方法	
一	

(2)　試験時間は、百分とする。

3　線路設備及び設備管理

(1)　問題数

区分	問題数
一　線路設備の概要	
線路設備	
二　通信ケーブルの維持及び運用	
線路設備の設備管理	
通信土木設備の維持及び運用	
水底線路の維持及び運用	
セキュリティ管理の概要	
一	
セキュリティ対策	

(2)　試験時間は、百分とする。

4　法規

(1)　問題数

区分	問題数
三　電気通信事業法及びこれに基づく命令	
他の電気通信法規	

(2)　試験時間は、八十分とする。

○総務省告示第三百四十七号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第十号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十六号（工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日　　総務大臣　佐藤　勉

第二項中「授業科目及び授業時間の授業を受けた者」を「所定の授業科目の授業を修了した者」に改める。

第三項を次のように改める。

三　試験の方法

1　面接授業の場合の試験について

(一)　試験は、授業科目別に行うこと。なお、工事担任者規則第二十五条第五号の規定により総務大臣が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合であつて、一部の授業科目についてその授業時間の全部を減じたときは、当該授業科目については試験を行わないものとする。

(二)　試験は筆記により行うこと。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができるものとする。

(三)　試験時間は、一科目一時間とすること。ただし、ＡＩ・ＤＤ総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験については、二時間とする。